

機会均等論の構造と運中和アプローチの諸問題

(分配の正義と教育 1)

田原 宏人

2004 年 3 月 29 日 (release candidate)

Structural Ambiguity of Equality of Opportunity and Problems of
the Luck-Neutralizing Approach

— Distributive Justice and Education (1) —

TAHARA, Hiroto

In this paper I address some theoretical problems with which normative studies of education, as opposed to positive studies including political economy of education, are confronted. In the recent past our understanding about what our education looks like with regard to equality has made striking advances by virtue of these latter studies. However, because we now understand what our education is, it does not follow that we also have a determinate answer to how and on what basis to arrange it. I suggest here that the discussion of distributive justice would be more helpful for us to consider the deep structure of normative issues about education than that of equality of opportunity.

Contemporary discussions of distributive justice have formulated egalitarian approaches in terms of responsibility and luck. On this view, the aim of egalitarianism is to respect differences between positions for which people are responsible while neutralizing differences that are a matter of luck. This luck-neutralizing approach has had a great influence on the normative theory of education. But educational egalitarians have often argued for this approach under the heading of "equal opportunity of education". As a result, there is a great deal of confusion surrounding that notion.

In the first half of this paper I show some of the ways in which issues about equality of opportunity come to confused. As Janet Radcliffe Richards points out, "the problem of identifying a standard for equality of opportunity is not just that people disagree about what it should be, or that they have difficulty as individuals in deciding different competing versions". How we can make sense of the notion of equality of opportunity? Is there anything coherent at all in that notion? Various issues at different levels are so amalgamated in it that they could be more precisely expressed in other terms.

In the second half I relocate such issues into the space of distributive justice. Especially along the line of the Susan L. Hurley's argument, I attempt to articulate some of main motivating ideas that have committed us to the notion of equality of opportunity and among others the idea of neutralizing "morally arbitrary differences". In the light of her analysis of the luck-neutralizing approach, responsibility turns out not to specify the pattern of distribution at all. If so, we need to think more about what could play

such a role. But it is beyond the scope of this paper to provide any substantive view of the egalitarian educational arrangement.

Keyword(s): equality of opportunity, distributive justice, luck-neutralizing approach, responsibility

はじめに

「教育学もいま、ようやく価値とイデオロギー対立の呪縛から自由になり、新しい発展の段階をむかえた」(天野 1996: 190)と天野郁夫が書いたのは1996年のことであった。見渡すと今日教育諸学で隆盛を誇っているのは実証と思想と臨床である。^{*1} 他方で教育学の外に目を向けると、倫理学や政治哲学等の領域における規範理論の進展には目覚ましいものがある。天野が、にもかかわらず「基本的には『当為の学』」と述べた教育学はどこへ行ったのか。近年、平等という観点から見てわが国の教育がどのような状態にあるのかということにかんするわれわれの理解は著しく進んだ。それは実証的な研究に負うところが大きい。しかしながら、だからといって、何を基礎にしてどのように教育制度をアレンジすべきかという問いへの答えが直ちに明らかになっているわけでは必ずしもない。本稿の目的は、このような動向を背景として自覚しつつキャッチアップを試み、規範的教育制度論の足場を分配の正義をめぐる諸議論の内に確認することにある。ここで「分配の正義をめぐる諸議論の内に」とは、「機会の平等をめぐる諸議論の延長線上にというよりもむしろ」ということを含んでいる。「足場を確認する」前に、順序としてまず、このポイントを明確にするところから始めよう。

1. 問題: ミズ・ヒギンズの場合

平等が幅広く支持されている道徳的・政治的理念であることは間違いない。他方、平等という言葉が何を意味するのかをめぐるこれまた幅広い意見の相違と対立が存在しているということも周知の通りである。しかし、問題はそこにとどまらない。一人の人間の内部においてさえ、その意味は必ずしも一義的には定まらない。^{*2}

「誰と誰を平等に扱えば教育の機会が平等だといえるのか」という論文のなかで、クリストファー・ジェンクスは、概略以下のような架空のケース・スタディを試みている。

3年生に読み方を教えるまだ経験の浅い教師ミズ・ヒギンズは、彼女のもつ資源(時間と注意力)^{*3}を生徒たちの中でどのように分配すべきかと自問し、以下の五つの選択肢を

^{*1} ここで「隆盛」とは自己反省の材料に事欠かないことを言う。たとえば、中澤渉は教育社会学について厳しくも意欲的な「自己反省」を試みている(中澤 2003)。なお、ポリティカル・エコノミーは無論「実証」に属す。

^{*2} このあたりの問題意識は立岩真也(立岩 1997)のそれと重なる。とくに能力主義への両義的な感覚が論じられている第8章を参照。本稿はこれに関連してはいるが別のことを論じる。

^{*3} 教育活動における資源概念についてここでは立ち入らないが、資源だけで教育が規定されるわけではないことは言うまでもない。たとえば、ハーシュマンは生産へのインプットとして、稀少な資源、能力やスキル、「道徳的資源」という三つのファクターを挙げている(Hirschman 1985)。

順次考察する。(1) 民主的平等: 等量分配。(2) 道徳主義的正義: 努力に応じて分配。(3) 弱義の人間の正義: 過去の家庭的・教育的不利を補償。(4) 強義の人間の正義: (3)に加えて遺伝的不利も補償。(5) 功利主義: パフォーマンスに応じて分配。(1)以外の選択肢は生徒たちを不均等に扱う機会均等のコンセプトであり、これらはいずれも課せられた挙証責任を全うすることができない。ゆえに、ミズ・ヒギンズは一巡して(1)の民主的平等を採用する。当初「民主主義的なレトリックから直接導き出され」た民主的平等は、さまざまなオルタナティブが棄却された今では「帰無仮説」として無敵を誇ることになる(Jencks 1988: 532)。

この統計的検定の比喩はこのままでは適格性に欠ける。なぜなら、検定に付され棄却されたのは(2)~(5)のコンセプトのほうであり、民主的平等はその都度いわば「対抗仮説」の役回りを演じているからである。文脈に即して解釈するならば、「帰無仮説」と呼ばれているものの意味するところは、民主的平等は、他のコンセプトとは異なり、それ自体としては挙証責任を負わない(検定不要)ということであろう。そうであるとすれば、五つの選択肢は選択肢として同等の資格を有していなかったということになる。少なくともそのようなものとしては扱われていない。この論理構成上の形式的非一貫性をどのように見るか。

2. 民主的平等の二つの側面

ミズ・ヒギンズの最初の直観である民主的平等は、たとえば「法による平等な保護」といった民主的条項からの類推によって得られている。言い換えれば、これは、恣意的な選好をもってはならないという意味で一つの制約であり、ジャネット・ラドクリフ・リチャーズに倣ってこれを「基底的不偏性 ground-level impartiality」と呼ぶことにする(Richards 1998: 59)。さて、ミズ・ヒギンズは、(2)~(5)の選択肢を考慮するにさいして、かかる意味での民主的平等を斥けるだろうか。おそらく否であろう。つまり、民主的平等のこの側面と他の選択肢とは排他的ではない。この両立性を可能にしている根拠は、基底的不偏性のもつ性格が本来的にネガティブであり、ポジティブではないという点に求められる。

不偏性原理は、基底レベルのメタ倫理的な原理であり、それ自身のポジティブな規範的内容をもたない。それは制約として働くだけである。すなわち、実践的な諸含意は、特定の文脈においてのみ現れ、背景にある他の諸々の価値や原理から導き出される。それは本性において単純明快であり、また、その有効範囲においてきわめて一般的でもある。(Richards 1998: 63)

ここで両立可能とは、不偏性原理に何かを加味すれば機会均等原理が導かれるということの意味しているわけではない。排他的ではないが相互独立ということである。

ジェンクスは、この基底的不偏性が必然的に等量分配というアイデアを伴うかのように論じているが、以上の考察は、そこには無視しえない論理の飛躍が存在することを示唆する。等量分配はポジティブに規範的であるからである。この側面から見るかぎりにおいて、民主的平等のこの側面は他の選択肢と同格である。しかしながら、平等は弁護される

必要はなく、そこからの逸脱（差異）のみが弁護もしくは正当化されなければならないとする見地は想定可能である。「平等が何らかのかたちでデフォルト・ポジション（初期設定状態）に据えられるべきである」というこの見地をスーザン・ハーリーに倣って「平等デフォルト論 equality-default view」と呼ぶことにする (Hurley 2003: 153)。*4

3. 選択肢の種差（1）

ミズ・ヒギンズの悩みは、選択肢が複数あり、相互に両立不能であり、選択しないという選択はないという前提のもとで深刻化していた。前節で、基底的不偏性は他の選択肢と両立可能であると論じたが、それは第二の前提が一部揺らぐということであり、そのことによって彼女の直面している問題状況は一変はしないまでも微妙にズレる。本節では彼女が抱えている問題の内容ではなく種類について、すなわち選択肢間のちがいでなくちがいの性質についてリチャーズの推論を横目に見つつ論じる。

議論のために、ミズ・ヒギンズを選択肢を、(6) 才能に開かれたキャリア、(7) 社会経済的差異の補償、(8) 自然的差異の補償、という三つに絞ろう。*5 これらが基底的不偏性原理と両立可能であるということについてはもはや言うまでもない。また、これら三つの選択肢はしばしば機会均等概念の発展として言及されてきている。しかし、いかなる「機会均等」概念の発展なのだろうか。

選択肢(6)と(7)を比較してみよう。才能に開かれたキャリア原理がミズ・ヒギンズに要請することは明白である。彼女は生徒たちの出来栄に応じて自前の資源を分配しなければならない。しかしながら、社会経済的補償原理は彼女に何を為すことを命じるだろうか。リチャーズによれば、この原理は「誰かが何をこなす責務を負っているのかについていかなる含意もっていない」(Richards 1998: 65-66)。そこにおいては「与えるということ」(行為や政策)と「もっているということ」(事態)とのちがいにかんする自覚が希薄である。

人々があるものの等しくない量をもっているならば、それは、誰かが平等な機会の原理に従って行為することに失敗しているからにちがいない、ということがしばしば漠然と仮定されているように思われる。(Richards 1998: 66)

この仮定をジェンクスは「釣り銭を少なく渡された shortchanged」という言葉で表現している (Jencks 1988: 519-520, 531)。しかも、それは必ずしも「漠然」とはしていない。誰が釣り銭をチョロまかしたのか。

オトナたちのあいだに高度な不平等を産みだす経済システムにコミットしてきた

*4 他に利用可能な情報がないときに平等をデフォルトに据えることの当否は人間の多様性についてのとらえ方にも左右される。アマルティア・センのように、この多様性を、「(無視したり、後から導入すればいいという程度の) 副次的な複雑性ではな[く]、・・・人間の基本的側面である」(Sen 1992=1999: xi=x) ととらえるならば、「平等」はきわめて特異な状態であり、それをデフォルトとして採用することはナイーブにすぎるか、さもなければ恣意的であるとの疑念を免れない。

*5 これら三つの選択肢は、ミズ・ヒギンズのオリジナルの選択肢から意志作用(努力)を捨象し、選択肢「功利主義」から功利主義の衣装を剥ぎ取ったリストになっている。インセンティブをめぐる争点については別個の議論を要するが、それは本節のポイントには重大な影響を及ぼさない。なお、これら三つの選択肢は、リチャーズが独自に設定している思考実験装置の第二から第四のステージに相当する。

ことにより、われわれは、そうした不平等が子どもたちに及ぼす諸効果を無効化 neutralize するという責務を負うことになる。(Jencks 1988: 523)

魅力的な提案ではあるが、しかし、これは問題を孕んでいる。責務の名宛人であるオトナたちにはかかる経済システムにコミットしないという選択が可能であったのか。たとえ可能でなくても、やってしまったことには責任をとらねばならないのか。だが、そのオトナたちもかつては子どもであった。彼女／彼らに責務はあるのか。仮にあるとするならば、それは祖父母が負っていた責務を相続したものなのか。あるいは曾祖父母が……。この無限後退は責務の存立を不可能にする（この論点については後述）。当然のことながら、ミズ・ヒギンズにも責務は発生しない。もちろん、彼女は足りない釣り銭を補おうと試みることはできるが、少なくともそれはこの意味における「機会均等」の名の下にはありえない。

さらに、彼女が一方で足りない釣り銭を補いつつ、他方でパフォーマンスに応じて分配することは可能である。これは論理的可能性にとどまらない。補償教育政策はまさしくこの二つの理想を同時に追求しようとする。もちろん、(7) で登場する社会経済的事態の相対的な有利不利にかんする判断が、(6) における行為や政策のための基準にかんする結論に大いに影響を与えることはありうるけれども、両者の間に「論理的な必然性もしくは包含関係 entailment」は認められない (Richards 1998: 75)。以上、選択肢 (6) と (7) の両立可能性を示唆した。

4. 選択肢の種差 (2)

次に、選択肢 (7) と (8) を比較してみよう。両者の対照はダグラス・レイ^{*6} による「手段本位 means-regarding の機会の平等」と「見通し本位 prospect-regarding の機会の平等」との対照とパラレルである。人々が X にたいする平等な機会をもっているのは、手段本位の見地からすれば、「各人が X を獲得するための同じ道具をもっている場合」であり、たいする見通し本位の観点によれば、「各人が X を獲得する同じ確率をもっている場合」である (Rae 1981: 67-68)。そして両者の関係は、

厳密に不均等な才能を所与とする場合、手段本位の機会の平等についてのあらゆる政策は見通しの平等を侵害せざるをえず、見通し本位の機会の平等についてのあらゆる政策は手段の平等を侵害せざるをえない (Rae 1981: 69)、

と記述され、したがって両者は両立不能であるように見える。

いずれのコンセプトも、事態における機会を平等化することをめざすが、それは自己目的として追求されるわけではない。到達目標は財 X を公正に分配することにある。両者とも公正な競争の条件を整えることをめざしているが、事態の評価にかかわり公正とはどういうことかにかんして見解を異にするがゆえに、各々のポジティブな規範的命令は相容れないものとなる。二つのコンセプトを両立不能にしているのは、公正という理念をめぐる対立と公正な競争の実現という目標の共有である。前者は機会の平等とは相対

^{*6} レイの著書 (Rae 1981) については、竹内章郎による紹介と論評がある (竹内 2001: 補章)。

的に独自の争点、より広範で根底的な争点を形成するので今は触れない。後者について考察する。

リチャーズは、公正な競争を実現するためのコントロール装置としての機会に疑問を呈している。正確に言い直せば、これらのコンセプトは必ずしも機会をそのようなコントロール装置とはみなしていないと論じる。以下は、その部分の論述 (Richards 1998: 70-72) をかなり自由に要約もしくは翻案したものである。

手段本位の場合。(9) 100メートル競走において、靴はレリバントな手段である。レースの直前に参加者の半数が靴を盗まれてしまった。どうするか。レリバントな手段が平等になるように、全員が裸足で出場するのが公正である。靴(あるいは靴を履かないこと)はコントロール装置として働く。(10) 寒い冬、住民の半数は靴をもっていない。どうするか。全員を裸足にするか。否。靴はそれ自体が財(保温効果)である。(11) 教育にかんする多くのケースは(10)に準じる。

見通し本位の場合。(12) 等確率を保証する抽選で決める。(13) 低いチャンスしかもたない人々の教育その他の資源へのアクセスを改善する。しかし、いかなる調整も成功の等しい確率を皆に与えることは不可能。このとき、資源はコントロール装置ではなくそれ自体が望ましい財である。(14) 教育にかんする多くのケースは(13)に準じる。

このように、機会が、「何か他のものを公正に達成することを制御するコントロール装置としてではなく、それ自体が公正に分配されるべき財として」理解されている例として、リチャーズは、ジョン・ロールズの基本財やアマルティア・センの潜在能力を挙げている (Richards 1998: 73)。機会をこのように理解するならば、手段本位と見通し本位の区別は曖昧になる。(11)と(14)を見比べられたい。

5. 再びミズ・ヒギンズの場合

以上の考察が示唆しているのは、諸々の機会均等概念の変遷は、真の機会均等の理想に向かったその概念自身の論理的な発展のプロセスのように見えるかもしれないが、実はそれらは原理的に分離可能である、ということである。こう指摘したからといって、ミズ・ヒギンズの悩みが解消するわけではないが、彼女の悩みの矛先はそれらの背景に横たわる根本原理へと方向を転じることになる。とりわけ、彼女が考えなければならないのは、何かあることのための機会を平等にするということではなく、資源それ自体(何を)の分配(いかに)である。言うまでもなく、これは分配の正義の問題領域と重なる。が、この問題についてはしばらく措く。

ここでは、ミズ・ヒギンズの悩みの次の局面に着目したい。彼女が上記(14)に従って行為するとどうなるか。

もっとも下手な読み手が下から二番目に下手な読み手を追い抜くと、今度は彼女はその二番目に下手な読み手に注意を振り向ける。このようにして、彼女は、すべての生徒が等しく上手く読めるようになるまで、これを続ける。(Jencks 1988: 527)

各人は皆レリバントな財を等量もっているべきであるという規範はこのように文字通りの結果の平等^{*7}を要請する。すでに見たように、機会を何かさらなる結果に到達するための機会ではなく、「非方向指示的 undirected」(Richards 1998: 74)なものにとらえる解釈にあっては、この種の機会の平等がかかる結果の平等という「事態」をもたらすことがあったとしても何ら不思議ではない。

ミズ・ヒギンズはこのコンセプトを放棄するが、その理由は、すなわちこのコンセプトが棄却される理由は、「もっとも下手な読み手がどうしても追いつかなかつたら、彼女は自分の人生を彼に捧げないことを正当化する(ことができない)」(Jencks 1988: 527)という、きわめて実地的なものである。少なくとも、彼女の思考の内部においてこのコンセプトが論理的に破綻しているわけではない。だが、彼女が実際に可能なかぎり最大限努めているならば、全人生を捧げよとクレームをつける人はいないだろう。

ここで、平等デフォルト論を思い起こそう。ミズ・ヒギンズの思考過程においてはこれは明らかに「等量を与える」という彼女の「行為」を指しているけれども、本稿のこれまでの検討に照らせば、とくに「与えるということ」(行為や政策)から「もっているということ」(事態)への観点のシフトに留意するならば、ここで生じている事態は平等デフォルト論の一つのバリエーションであるとみなすこともできよう。だとすれば、ひょっとしたら、彼女はこの時点で落ち着くことができたかもしれない。

結果の平等と機会の平等との間の曖昧な言葉づかいといった用語法上の問題はこの論脈のなかではさして重要ではない。もっと深刻な問題が、たとえば、インセンティブや自己同一性との関連において生じてくる。これらは、先の責任の不可能性の問題とともに、分配の正義におけるポピュラーな一連の問題群を形成するが、しかし、それらを考察するということは内容に立ち入るということである。ミズ・ヒギンズが直面していた問題はどのような種類の問題であったのかということにかんする考察はここまでとする。

6. 運中和アプローチ

異なるレベルに属する多種多様な論点が機会均等の観念のなかに異種混淆されアマルガム化しており、検討に値する問題があるとすればそれはむしろ機会均等という観念の外にある、というのが前節までの考察の結論であった。もっとも、こうした知見は黒崎勲によってつとに指摘されているところでもある。すなわち、「教育の機会均等の概念は、再定義が求められるとともに、それを意義づける上位概念が必要とされたのもであった」(黒崎 1989: 161)。だとすれば、別の観点からのほうがそれらをもっと的確に分節化して表現することができるかもしれない。本節以降において、わたしは分配の正義の空間に置き直してそれらの論点に考察を加えてみることにする。^{*8}

^{*7} 言うまでもなく、これはいわゆる「結果の平等としての教育の機会均等」というアイデアとは別物である。このアイデアについては黒崎勲が詳しい(黒崎 1999: 134-136)。

^{*8} もっとも分配の正義を「正義の通常モデル」とすることにかんしては強力な異議が存在している。なぜなら、岡野八代によれば、この種の正義論は、「不正義についてあまりも無頓着」であり、「ある社会の構造に刻まれてしまっている不正や過去になされた不正に対して応答することが不可能な責任体系を想定している」(岡野 2002: 264, 265)からである。本稿の存在意義を疑わしいものとする重要な指摘である。規範的教育制度論における分配の正義の位置づけそれ自体は未決事項である、というのが本稿の立場である。

分配の正義をめぐって今日われわれが目にしていく込み入った理論状況の求心点は「運中和アプローチ」^{*9}として概括される。

行為者たちが責任を負うのにふさわしいような諸々の不平等にかかわりあう必要はほとんど存在しないが、他方、運の問題であるような諸々の不平等は再分配を要請する。これが分配の正義への運中和 luck-neutralizing アプローチである。(Hurley 2003: 133)

このアプローチは、たとえばジョン・ロールズの「道徳的に恣意的」というフレーズに典型的に含意されているようなそれである。周知のように、彼は、家庭環境や社会経済的背景のみならず、自然的な才能や努力、さらにはそれらの結果としてもたらされる稼働能力における差異までも、道徳的に恣意的である＝運の問題であるとみなし、強力な平等主義的議論を展開する。手短かに言えば、それは、人々が個々に抱く善のコンセプトの如何にかかわらず、誰もが自身の目的追求のために必要とする基本財と呼ばれる資源の特定の分配パターンを求めるものである。わが国において有力な能力主義批判論を説く黒崎もまた「ロールズの正義論に最も豊かな可能性」(黒崎 1999: 147)を見出している。先の(7)社会経済的差異の補償と(8)自然的差異の補償がこの運中和アプローチから導き出される二つのバリエーションであるということについては言うまでもなからう。

してみれば、さまざまに多様なバリエーションの当否や実践的な諸々の提案の適否にかんするものとは相対的に独自の精査を運中和アプローチに施すことには一定の意義が認められるだろう。スーザン・ハーリーの言うように「運」を「責任」の「逆相関物 inverse correlate」と一貫してみなすことが可能であるならば、^{*10}そして、このアプローチが、「責任それ自体には、あるいは、責任の構造なり性格なりが分配の正義の内部において責任の役割をどのように制約することになるのか」という問いには、分析の焦点をそれほど当ててこなかった」(Hurley 2003: 1)とするならば、なおさらであろう。いみじくもジェンクスが嘆いているように、社会経済的背景の差異と自然的・遺伝子的差異の両方を補償する責任を負っている、あるいはいずれにも責任を負っていないということなら理解することができるが、「社会は一方にたいしては責任を負うが他方にたいしては責任を負わない」という命題について首尾一貫した議論を見たことはない」(Jencks 1988: 523)。

今日われわれを取り巻いている状況は、こうした問題状況を首尾一貫して分析し説明する理論構築を必要としているように思われる。^{*11} そのような理論の可能性を秘めたものと

^{*9} 耳慣れない用語であるがその意味するところは直観的に理解可能であろう。「責任的補償」もしくは「責任と補償」の「理論」もしくは「原理」として言及されている動向と重なる(参照 鈴木・吉原 2000; 後藤 2002: 第5章)。

^{*10} 「行為者にとって希薄な運の問題であるものは彼が責任を負わないものであり、彼が責任を負うものは彼にとっての希薄な運の問題ではない。希薄な運はまさに、何であれ責任を生み出すものの不在、もしくはその否定」であり、この用語法に従えば、たとえば、「ある人を構成する体質・気質 constitution が運の問題であると言うことは、まさしく、彼女はそれにたいして責任を負わないと言うことにほかならない」(Hurley 2003: 107, 127)。なお、説明は省くが、本稿が触れる範囲では、「希薄な」という形容詞に格別にこだわる必要はない。

^{*11} 「個性」や「選択」や「自己責任」などといった言葉がなし崩し的に争点とされているこの国の情勢を思い浮かべてみれば足りるだろう。また、「もし今後とも遺伝学の知識が順調な発展を遂げ、科学的に見てかなり正確に子どもの知的レベル、とくにその個人差が特定できるようになったら、いったいどうすればいいのだろうか」(金森 2003: 197)。

してハーリーの着想にわたしは注目している。その全容を紹介する余裕はないが、以下、その可能性の一端に、本稿のこれまでの叙述との関連性を念頭に置きつつ触れてみたい。

7. 平等主義的誤謬と平等デフォルト論

ハーリーの理路を辿る。

平等主義的であるためには何をいかに分配すべきか。「平等主義」とは、他の事情が等しければ、「相対的により平等でないパターンよりも、相対的により平等なパターンのほうを支持する」という「最小限の制約」を言う (Hurley 2003: 147)。「何を」問題をジェラルド・コーエン (Cohen 1989) に倣って「通貨」問題と呼ぶことにする。運中和アプローチは責任を「通貨をもたらすフィルター」として用いる。運の問題であるような財のみをこのフィルターは透過させる。他方、「いかに」問題を「パターン化」問題と呼ぶことにする。「通貨問題はパターン化問題に先行する」が、

運の問題であるような財、人々がそれにはたいして責任を負わないような財を再分配することのみをわれわれが目標としているという事実は、これらの財をいかに分配すべきか・・・をわれわれに告げない。(Hurley 2003: 150–151)

責任はパターン化問題には答えないというこのポイントは重要である。運中和アプローチは、たとえばマキシミンよりも平等のほうを支持するというのではない。もしありうるとすれば、その場合には次のような誤謬が犯されている可能性が高い。すなわち、「 a と b が不平等であるということは運の問題である」という命題から、「 a と b が平等であるならば、それは運の問題ではなからう」という推論を導き出す類の誤謬 (平等主義的誤謬) である (Hurley 2003: 152)。

それにはたいして、平等デフォルト論においては、「他の何らかの基礎」にもとづいて、平等をデフォルト・ポジションに据え、「責任は平等からの逸脱を正当化するために用いられる」(Hurley 2003: 153)。この考え方は平等主義誤謬に依拠しておらず、かつ、責任がパターン化役割を演じているように見える。たとえば、ある人が自らの生育環境に、あるいは自らの遺伝子構成に責任を負っていないかぎり、平等デフォルトが発効する。要するに、「運の問題である諸々の差異を中和する」という見地は、「そう断ることなしに平等をデフォルト・ポジションとして用いている」(Hurley 2003: 154) ののである。

しかし、にもかかわらず、責任はパターン化問題には答えない。より正確には、責任はこのケースにおいてパターン化役割を演じうるが、責任それ自体が特定のパターンを指定するわけではない。なぜなら、「デフォルト・ポジションの選択は」、定義により、「責任のパターン化役割から完全に独立して変動しうる」(Hurley 2003: 154) からである。

8. 人格間の運 / 責任

責任は、特殊平等主義的なパターン化役割を演じえないとしても、一般的に何らかの実質的なパターン化役割を演じることは可能か。

運不運は両義的である。運の問題であるような財にかんするわたしの運不運は、第一に、他者の暮らし向きとの比較において (人格間) 第二に、わたしがそうであったかも

しれない他の可能的状態との比較において（反事実的）記述されうる。まず前者から。

責任判断は「人々と財との間の諸関係」（Hurley 2003: 160）に適用される。たとえば、わたしの本俸 54 万円がわたしにとっての運の問題であるならば、それは再分配の対象として考慮される。これは責任の通貨役割による。では、責任の人格間パターン化役割を吟味するとはどういうことか。争点は、

ある人の財のレベルが彼女にとって運の問題であるかどうかということではない。そうではなく、異なる人々のレベル間の諸関係が彼女／彼らにとって運の問題であるかどうか・・・／わたしと他者との関係にたいするわたしの責任は、わたし自身の財のレベルにたいするわたしの責任と、どのように関係しているのか、（Hurley 2003: 160）

ということである。

先述したように、ジェンクスは、子どもたちの財のレベルは運の問題であり、その原因となる不平等な経済システムをオトナたちは選択した、^{*12}と述べている。つまり、子どもたちは自身の財にたいして責任を負っていないのにたいして、オトナたちは子どもたちの財の要因の一つである自身の財にたいして責任を負っているのみならず、財境遇間の差異にたいしても責任を負っている。この非対称性と因果性からジェンクスは子どもたちの間の財の不平等を中和するオトナたちの「責務」を導き出しているが、この世代間関係はいくらでも過去に遡ることができるので、この議論はこのままでは一貫性を欠いている。しかしながら、ミズ・ヒギンズの子どもたちは皆それぞれ自身の境遇にたいして責任を負っていない（運の問題である）という判断がすでに下されている場合には、各人は他者の境遇にも、また自分と他者の境遇間の関係にも責任を負っていない。この関係が運の問題であり、道徳的に恣意的である、ゆえに再分配が必要であるということを言うためだけであれば、責任を負う人格を外部から連れてくる必要はない。だが、いずれにしても、このことから直ちに、各人がどれだけもつべきかということが明細に示されるわけではない（この論点については後述）。

同様に、わたしは本俸 54 万円にたいして責任を負っているかもしれないし、負っていないかもしれないが、あなたの所得水準にたいしては責任を負っていないので、あなたとわたしの境遇間の関係（あなたの所得がわたしより多くても少なくとも同じでも）は、わたしにとって、少なくとも部分的には運の問題である。要するに「責任判断は、人格間関係、異なる人々の財境遇間の関係に第一義的にはかかわらない」（Hurley 2003: 159）。また、あなたとわたしの所得が同じあるとしても、それは運の問題であり、この事実が再分配を不要とする根拠を与えるわけではない。

9. 反事実的な運 / 責任

^{*12} 加えて、彼は、「遺伝的に不利な者が大勢生まれてくることを制限しないということをわれわれは『選択した』のだ」（Jencks 1988: 523）と解される可能性も示唆している。「不正義」の観点からなされるこの種の告発的議論は強力である。「不正義と不運 misfortune とを分かち分割線は政治的選択であって、所与とみなされうるような単純な物差しではない」（Shklar 1990: 5）。

反事実的な運の場合はどうだろうか。ハーリーによれば、ある人の実際の財境遇が運の問題であるとの判断が（著しく困難であるにせよともかくも）すでに下されている場合に、仮にそれら「責任を負っていない要因が除去されたならば」、彼女は「何にたいして責任を負っているということになるのであろうか」という「問いに答えるための何らかの一般的・非恣意的な基礎をわれわれがもっているということはきわめて疑わしい」（Hurley 2003: 162）。

ところが、お馴染みの補償教育の場合はこの問いに明確に答える。生まれつきの才能こそが彼女／彼らが責任を負っている当のものである。しかしながら、自然的差異もまた運の問題であるという判断に立てば、その恣意性は明らかである。では、誰もそれたいして責任をもっていないようなこうした要因がすべて取り除かれたという反事実的な条件のもとでは、彼女／彼らはいったい何にたいして責任を負っているのか。確定的なものは存在しないかもしれない。これをハーリーに倣って「不確定性問題 indeterminacy problem」と呼ぶことにしよう。

不確定性問題は時として平等デフォルト論を招き寄せる。

人々が、自分のもっているものにたいして責任を負っていない場合には、われわれは、彼ら全員が等しく暮らし向きがよくなるよう再分配すべきである、と仮定することによって、不確定性問題を回避したい誘惑に駆られるかもしれない。もしあなたが、平等デフォルト論に立ち戻り、運の問題であるような差異のみを中和するという目標に立ち戻ることによって不確定性問題に対応するならば、そのときあなたがおこなっているのはこれである。（Hurley 2003: 166）

補償教育は不確定性問題に恣意的な解を与える。平等デフォルト論は不確定性問題を放棄することによって困難を回避しようとする。いずれの道もとらないとしたらどうするか。解く必要はないというのがハーリーの回答である。不確定性にまつわる諸問題が、

われわれが解きうる、あるいは解くべき、あるいは解こうと試みる必要がある問題であるかどうかは、わたしにはきわめて疑わしい。・・・われわれの責任概念から、それがそのために設計されているより以上の確定性を絞り出そうとする努力は恣意性を招く。（Hurley 2003: 167）

問題を解こうとすら試みるべきではないとするこの回答は、そのかぎりにおいて、問題に取り組まない平等デフォルト論と両立可能である。が、ここでのポイントは、「平等がデフォルト・パターンであるべき」であるということ。「責任と運についての考慮が明細に示すということを否定する」ことにある（Hurley 2003: 166）。平等デフォルト論、あるいは何らかの他の公正コンセプトがパターン化役割を演じうるとしても、責任は分配の正義においてそれを演じえないのである。

10. 運の「諸結果」の中和と平等

本節では責任が不在である（あらゆるものが運の問題である）場合を引き続きハーリーの理路に寄り添いながら考察する。

能力の構成要素とされる才能と努力がともに運の問題であるということについては、ロールズ以降の論者たちによって広く認められている。残るは選択の結果もたらされる「差異」のみである。だが、学校選択にたいする批判者たちがしばしば指摘しているように選択の結果すなわち自己責任というのはいかにも短絡的である。一般に、「全面的に正真正銘の選択のせいであるような人の状況の aspek トは存在しない」(Cohen 1989: 934) ということは承認されうるのであろう。「結局のところ選択も運の諸結果のひとつである」(Hurley 2003: 170)。こうしたアイディアの背後には「運の諸結果を中和するという目標」(Hurley 2003: 171) が潜んでいる。たんに運ではなく、運の諸結果を中和するとはどういうことか。

たとえば、わたしが責任を負っていない遺伝子のおかげで、結果としてわたしは他の人々より相対的に高い所得を得ていると想定しうるとするならば、運の結果を中和するとは、そのような結果をもたらした原因としての運を（移転が不可能であれば補償その他の手だてを通じて）中和するということである。ところが、わたしは原因である遺伝子には責任を負っていないのであるから、この目標は、「わたしをそれらの結果にたいして責任を負っていないものとして取り扱うように作用する」(Hurley 2003: 172)。このように、運の諸結果を中和するという目標は、あるものにたいする責任はその諸原因にたいする責任を要件とするという責任コンセプトと「操作的に等価」(Hurley 2003: 172) である。結局、「誰も何にたいしても責任を負っていない」(Hurley 2003: 149) ということになってしまい、かくして「あらゆるものが運の問題」としてあらわれてくる。

本節の以上の叙述は堂々巡りのように思われるかもしれない。ポイントは、この目標において運の問題とみなされるのは「差異」だけではなく「非差異」もそうであるということ、「平等も差異と同様、運の諸結果に属している」(Hurley 2003: 174) ということにある。

運の諸結果を中和することをめざすが、しかし、究極的には、あらゆるものがそうした運の諸結果に属しているということが判明するならば、その場合には、何が運の諸結果を中和するであろうかということは、よくてもせいぜい、不確定である。われわれは、平等がそれをおこなうであろう、と推論することはできない。(Hurley 2003: 175)

ここでもまた、他の何らかの考慮から平等をデフォルトにとることは可能であるし、場合によっては推奨されるかもしれないが、しかし、少なくとも上の論脈においては不適格である。ハーリーは「ただ、責任はこれらの立場のための基礎を提供しない、と論じているだけ」であり、そしてそのことを明らかにすることによって彼女が言いたいのは「いかに分配すべきかを責任と運がわれわれに語りえないのであれば、それらの基礎が何でありうるかにかんして、われわれはもっと多くのことを考える必要がある」ということである(Hurley 2003: 306)。

11. 注記と概括

本稿の後半部分で依拠したハーリーの理論についてわが国ではあまり（ほとんど）知られておらず、本来ならその全体像を予め示すべきであったろうが紙幅が許さなかった。こ

ここで起こりうるかもしれない誤解を防ぐために最低限の注記を施しておくことにする。まずハーリーは運中和アプローチを批判している。そのために彼女が採用している手法は、同アプローチを可能なかぎり洗練することによって自己破綻に導くという逆説的なものである。責任が分配の正義の通貨のフィルターとして働くとか、あるいは責任が不可能であるといった命題は、こうした文脈のなかに置かれていることに注意されたい。彼女自身はというと、分配の正義における責任のこの役割を否定し、もっと別の役回りを責任に割り当てており、また、責任が可能であるということをアクロバティックに論証している。なお、インセンティブや功績等々にかんする彼女の啓発的な議論にも触れることはできなかった。にもかかわらず、論及しえたかぎりでも、運中和アプローチのもつ問題点の指摘は、このアプローチをとる論者にとっても有益であろう。

分配の正義への運中和アプローチが20世紀におけるこの分野の理論的到達点であるという評価に異論はあるまい。規範的教育制度論がそこから多くを得てきたことも確かであろう。しかしながら、それらの議論、たとえば格差原理を中核とするロールズの公正として正義論が、「機会均等」の見出しのもとで進められる傾向にあったということも事実である。そのことを一概に否定するつもりは毛頭ないが、このように膨らみアマルガム化した概念はそれにふさわしい分節化がなされず、平等以外の諸理念との異同や関連性が明細に示されなければ混乱を招きかねない。たとえば「結果の平等としての教育の機会均等」というコンセプションについてみれば、その本旨は運中和アプローチの一分枝として適切に位置づけられ批判的に検討されうる。他の「機会均等」コンセプションとこのコンセプションとを、教育の機会均等概念の発展の各局面とみなすか、それとも異なる理念とみなすか、ということはたんなる記述法のちがいとどまるものではないとわたしは考える。本稿の前半部分ではそのようなことをモチーフに作業を進めてみた。また、他の諸学とのインターフェースをどのように築くかという観点からすれば、ひょっとしたら、用語法それ自体の再整理も必要となるのかもしれない。規範的教育制度論の中心テーマの一つは分配の正義をめぐる諸議論を参照することによってより深化させられうるであろうというのが後半部のモチーフである。本稿はそうした一般的なモチーフに形を与え、それらの妥当性を示すことを意図して書かれた。運中和アプローチに依拠しないとしたら、平等主義的教育制度についての実質的な議論はどのように進むのか、たとえば、責任が分配のパターンを明示しないとすれば、では何がそうした役割を演じうるのか、興味深いテーマではあるけれども本稿の範囲を超えている。他日を帰したい。

引用・参考文献

- Cohen, Gerald, 1989, "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics*, 99(4): 906–44.
- Hirschman, Arbert O., 1985, "Against Parsimony: Three Easy Ways of Complicating Some Categories of Economic Discourse," *Economics and Philosophy*, 1(1): 7–21.
- Hurley, Susan L., 2003, *Justice, Luck, and Knowledge*, Harvard University Press.
- Jencks, Christopher, 1988, "Whom Must We Treat Equally for Educational Opportunity Be

- Equal?," *Ethics*, 98(3): 518–33.
- Rae, Douglas, 1981, *Equalities*, Harvard University Press.
- Richards, Janet Radcliffe, 1998, "Equality of Opportunity," Andrew Mason ed., *Ideas of Equality*, Blackwell, 52–78.
- Sen, Amartya, 1992, *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. (= 1999, 池本幸夫・野上裕生・佐藤仁訳 『不平等の再検討』 岩波書店.)
- Shklar, Judith N., 1990, *The Faces of Injustice*, Yale University Press.
- 竹内章郎, 2001, 『平等論哲学の射程』 青木書店 .
- 天野郁夫, 1996, 「新しい教育学への期待」 『教育学がわかる AERA Mook 13』 朝日新聞社, 188–91 .
- 岡野八代, 2002, 『法の政治学 法と正義とフェミニズム』 青土社 .
- 金森修, 2003, 「リベラル新優生学と設計的生命観」 『現代思想』 31(9): 180–202 .
- 黒崎勲, 1989, 『教育と不平等 現代アメリカ教育制度研究』 新曜社 .
- , 1999, 『教育行政学』 岩波書店 .
- 後藤玲子, 2002, 『正義の経済哲学』 東洋経済新報社 .
- 鈴村興太郎・吉原直毅, 2000, 「責任と補償 厚生経済学の新しいパラダイム」 『経済研究』 51(2): 162–84 .
- 立岩真也, 1997, 『私的所有論』 勁草書房 .
- 中澤渉, 2003, 「教育社会学における実証研究の諸問題 教育社会学の自己反省の試み」 『教育社会学研究』 (72): 151–69 .